無償化の認定手続について

2026.10

1 無償の対象費用について

無償の対象は、次の表のとおりです。利用する施設や子どもの年齢により認定の区分が異なります。無償とするためには、市から認定を受ける必要があります。

（注）認可保育所等の入所申込で受ける教育・保育給付認定とは異なります。

無償の対象費用	認定区分	認定対象
幼稚園※1（入園料、保育料）	１号認定	満３歳※3以上のこども ※ ３歳になったこども
幼稚園※1（入園料、保育料、預かり保育料） 認定こども園（教育部分）の預かり保育料 認可外保育施設※2 一時預かり事業※2 病児病後児保育事業※2 ファミリー・サポート・センター事業※2	２号認定	３歳児から５歳児※3であって、保護者の就労などにより保育が必要な場合 ※ ３歳になって最初の４月１日を迎えたこどもから卒園するまでのこども
	３号認定	０歳児から２歳児※3であって、保護者が就労などにより保育が必要であり、市民税非課税世帯の子ども ※ 0～3歳になって最初の４月１日を迎えるまでのこども

※１　幼稚園は、園によって必要な認定が異なります。詳しくは各幼稚園にお問合せください。

※２　幼稚園、認定こども園に在籍している場合、認可外保育施設、一時預かり事業、病児病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業は無償の対象外になります。

※３　市民税非課税世帯が無償化の対象となる３号認定は、認定の根拠となる課税対象年度が９月に切り替わるため、対象年度の課税状況により、９月以降に新たに無償化の対象になる場合や、対象外となる場合があります。

2 必要書類について（申請書等は、福山市ホームページにも掲載しています。）

子育てのための施設等利用給付認定申請書…児童１人につき１枚

保護者が保育できない状況を証明する書類等…施設等利用給付２号又は３号認定を申請する場合は必要。

次の認定要件に該当する書類を提出してください。保護者それぞれについて該当する書類が必要です。

認定要件		様式名	説明・確認書類	認定期間
就労（月４８時間以上）	被雇用者・役員	就労証明書	・勤務先で（就労予定の場合を含む）証明を受けてください。 ・就労予定の場合は就労開始後に新たに就労証明書と変更届を提出してください。 ※確認書類は不要ですが、就労証明書の就労時間と最低賃金から計算した収入が給与支払報告書などの収入を大幅に下回る場合などに、就労先に賃金台帳の写しを求めることがあります。 ※２か所以上で就労している場合は、申請時に全ての就労先の就労証明書を提出してください。	事由が継続していれば就学前まで ※就労予定の場合は、年度末まで
	自営業主	就労証明書＋添付書類（いずれか１つ） ※自ら営んでいる人が、就労状況を記入してください。	・確定申告書（又は市民税申告書）の控え、開業後に税申告時期を迎えていない場合は開業届の控え、法人番号指定通知書の控えなど。 ※収入・経費とも０円の場合などは、認定できません。	
	自営業専従者		・確定申告書の控え（事業専従者であることがわかるもの）、青色専従者給与に関する届出書	
	家族従業者		・給与あり→給与明細書など、給与なし→添付書類不要	
	内職		・確定申告書（又は市民税申告書）の控え 【開業後に税申告時期を迎えていない場合】 ・納品書の控えなど	
	業務委託		・確定申告書（又は市民税申告書）の控え 【開業後に税申告時期を迎えていない場合】 ・業務委託契約書の控え	
	農業・林業・漁業		・確定申告書（又は市民税申告書）の控え 【開業後に税申告時期を迎えていない場合】 農業…農地法第３条の規定による許可証、農地台帳など 漁業…漁業組合の組合員証・漁業免許など 林業…森林の所有状況が分かる登記事項証明書及び公図など ※収入・経費とも０円の場合などは、認定できません。	

認定要件	様式名	説明・添付資料	認定期間
産前・産後	申立書（妊娠出産・病気・その他）	・産前（３か月）※出産（予定）月は産前に含む 親子健康手帳（母子健康手帳）の母の名前と、出産予定日の分かるページ） （福山市の場合表紙と４ページ） ・産後（３か月） 申立書のみ ※出産の要件で、出産する（した）児童の認定はできません。 ※認定日は、出産予定日の属する月の２か月前の１日から希望することができます。	産前３か月から産後３か月以内（多胎出産の場合は産前３か月産後６か月以内）
病気・障がいなど	同上	・病気…診断書 ※申立書や診断書は、症状等による保育の必要性の判断ができるように、 家庭で保育できない理由を記載してください。 ※障がい…障がい者手帳等	必要と認められる期間
家庭などの災害	同上	・り災証明書等	同上
就学・職業訓練 （月４８時間以上）	同上	・在学証明又は在籍証明書等（コピー可） ・在学期間（修了見込年月日が分かるもの）、１か月の受講日数・１日の受講時間の分かる資料（パンフレット・ホームページを印刷したものも可）	終了（修了）予定日の属する月の末日まで
求職活動 （月４８時間以上） ※起業の準備を含む。	申立書（求職活動要件）	・ハローワーク受付票又は雇用保険受給資格者証 ・求職活動報告書 ※求職活動要件での期間の更新（延長）は、原則できません。	認定希望日の属する月の翌々月末まで
病人などの介護 （月４８時間以上）	介護状況確認書	・介護状況確認書 ・被介護者の介護が必要と認められる書類（診断書・障がい者手帳等のコピー、ケアプラン等のコピー	必要と認められる期間
育児休業中の継続利用	就労証明書	・就労証明書（育児休業期間の記載があるもの） ・継続利用の必要性がある旨を記載した施設長の意見書 ※育児休業中取得時に、既に同一園を利用している必要があります。	同上

ひとり親家庭等申立書・・・　ひとり親家庭（離婚、死別、未婚）又は離婚を前提とした別居中の場合

※ 虚偽の報告などを行ったことが判明した場合は、認定を取り消します。また、福山市子ども・子育て支援法施行条例第６条により、１０万円以下の過料に処せられる場合があります。

※ 兄弟姉妹の申請をする場合は、児童ごとに書類を提出してください(添付書類は、一部は原本、他はコピー可)。

※ 兄弟姉妹で申請の時期が異なる場合で、認定要件（勤務先・就労時間等）に変更がない場合は、証明日の属する月の翌々月末までは就労証明書のコピーでの申請が可能です。

３　認定申請の提出期限・提出先・提出方法について

（１）提出期限

認定希望日まで

※　認定希望日は必ず提出日又は未来日になります。**認定希望日を遡ることはできません**（例：認定希望日が４月１日の申請を４月 10 日に提出した場合、認定期間は４月１日ではなく 10 日からとなります)。

※　認定の有効期間内の利用について、無償の対象となります。

※　書類に不備や不足がある場合、希望日からの認定ができないことがあります。

（２）提出先

現在在籍している又は入園申込みをしている幼稚園等（その他の場合は保育施設課）

（３）提出方法

持参、郵送、電子申請　※ 必要書類を全て揃えて、期間に余裕をもって提出してください。

※電子申請を希望される場合は、別紙の案内をご覧ください。

４　認定要件の変更申請（期間満了を含む）

認定要件（就労、産前産後等)、住所、名前及び世帯状況（離婚等）に変更があった場合、手続きが必要です。

認定された期間の変更（更新等）が必要な場合は、認定申請をしてください。

施設等利用給付認定変更申請書兼届出書・・・児童１人につき１枚

保護者が保育できない状況を証明する書類等・・・施設等利用給付２号又は３号認定を申請する場合必要

※　認定要件（就労、産前産後等）に変更があった保護者のみ必要書類を提出してください。

５　現況確認について

認定後は、施設等利用給付２号又は３号認定について、毎年度、保育の必要性の確認（現況確認）を行います。

現況確認については、６月頃(予定)に別途通知します。

問合せ先　福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課　　０８４－９２８－１１４０